

緊急提言

3月11日、巨大地震が東日本を襲い、津波災害により壊滅的な被害が生じるとともに、大規模な崩壊等による土砂災害も多発し、尊い人命が多数失われている。

また、3月12日には長野県北部、3月15日は静岡県東部において発生した地震でも土砂災害が発生している。

一方、南九州では霧島連山の新燃岳が52年ぶりに爆発的噴火をした。

これらの地域では、今後の余震や降雨等により、新たな土砂災害の発生が危惧される。

こうした状況において、一刻も早い復旧・復興に向けて、また全国で毎年多発する土砂災害に対して、国の総力を挙げて対応して行かなければならない。

ここに、全国治水砂防協会は、次のような緊急提言を行う。

記

1. 国、都道府県及び市町村は土砂災害や土砂災害危険箇所等に関する情報を共有するとともに、被災地域での土砂災害危険箇所や砂防関係施設の点検結果を踏まえ、**再度災害防止に万全の措置**をとること。そのために、国は被災地域の緊急対策はもちろんのこと、国土を保全し災害から**国民の生命と財産を守る砂防関係事業を強力に推進**するための十分な予算を確保すること。
2. 国は、改正された土砂災害防止法に基づき、都道府県及び市町村と連携して、地震や火山噴火等による大規模土砂災害に対する緊急調査の実施体制の充実強化に努めること。また、**土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、必要な情報が住民に的確に伝わるよう財政支援や技術支援を行うこと。**
3. 特に東日本大震災等の被災地域の復興並びに全国の震災・津波対策として、国は、都道府県及び市町村と連携して次の施策を推進すべきである。
 - (1) 災害に強いまちづくりのために、**急傾斜地崩壊対策事業等の防災事業と合わせて高台に安全なスペースを造成し、津波対策にも資する避難場所、災害時要援護者関連施設等の移転先を創出**するとともに、その掘削土砂を活用して安全な土地を生み出す事業を推進すること。また、高台へ通じる斜面においては、急傾斜地崩壊対策事業と合わせて**避難路を整備**すること。
 - (2) **災害時のライフラインの途絶に備えて、コミュニティで水や電気を独自に確保**するため、**砂防設備等を利用した水の確保や小水力発電を、積極的に推進**すること。

以上。

平成23年5月18日

社団法人 全国治水砂防協会

会長 綿貫民輔

